

2025年10月31日

日本プラスチック日用品工業組合

組合員、賛助会員 各位

青年経営研究会(JPN)

会員、賛助会員 各位

プラスチック製食器協議会

会員各位

(BCC で送信しています)

日本プラスチック日用品工業組合

【日プラ・お伺い】

輸出免税要件の厳格化(案)につきまして
(経産省生活製品課)

前略 平素は組合活動にご協力いただきまして、ありがとうございます。

組合所管の経済産業省生活製品課より、標記メールが届きましたので皆様にお伺いいたします。

ご意見、ご要望等がございましたら、経済産業省生活製品課の下記担当者宛メールで送信してください。

なお、メール送信をする際は、会社名、所属部署、お名前、TEL、Eメールアドレス、所属団体名を必ず記入してください。 よろしく願いいたします。 草々

記

関係団体各位

(宛先多数のため、BCC にて送付しております)

いつもお世話になっております。

経済産業省生活製品課の浅井です。

突然のご連絡で恐縮ですが、現在、財務省において、消費税の輸出免税における現金等で決済した輸出売上に係る免税要件を厳格化することを検討しております。

具体的には、輸出代金を現金またはいわゆる地下銀行で受け取る場合、輸出企業が消費税の輸出免税を受ける場合は輸入許可書の写しの保存を要件化することとしています。

※詳細につきましては、別添 PDF をご参照ください。

資料につきましては、【団体限り】としていただきますようお願いいたします。

通常の貿易取引において一般的に用いられる決済手段(例:銀行振込や荷為替手形)により代金決済をした場合は、輸入許可書の写しの保存は引き続き不要とすることを検討しています。

銀行振込や荷為替手形以外が通常の貿易取引で用いられる決済手段として、引き続き輸入許可書の写しの保存なしに輸出免税を受けられるようにすべき決済手段がないかにつきまして、ご確認いただけないでしょうか。

もし該当の決済手段がございましたら、【11月5日(水)15:00まで】にご連絡いただけますと幸いです。

※該当なしの場合は連絡不要です。

※団体内の会員企業様におきまして、輸出取引を主として行っていない場合につきましては、必ずしもご確認をいただく必要はございません。

ご多用のところ、ショートなご確認で大変恐縮でございます。
もしご意見等ございましたら、お知らせいただけますと幸いです。

どうぞよろしくお願いいたします。

<連絡先>

経済産業省 製造産業局

生活製品課 係長(日用品担当) 浅井 浩太郎

asai-kotaro@meti.go.jp<<mailto:asai-kotaro@meti.go.jp>>

以上、よろしくお願いいたします。

日本プラスチック日用品工業組合・中村公貴